

青森県報

第千二百二十号

令和八年
九月二十四日
(木曜日)

目 次

告 示

- 公印の印影を印刷することができる文書……………(総務文書課) ……一
- 県税徴収金の収納に関する事務の委託……………(税 務 課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障 害 課) ……二
- 家畜商講習会の開催……………(畜 産 課) ……二

告 示

青森県告示第四百九十四号

令和八年四月一日青森県告示第二百三十二号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

令和八年九月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

第八号を次のように改める。

八 県税の賦課徴収に係る次に掲げるもの

- 1 納税通知書
- 2 みなす申告通知書
- 3 減額通知書

4 減免通知書

5 更正・決定(加算金決定)書

6 過誤納金等還付充当通知書

7 延滞金告知書

8 督促状

9 催告書

10 申告納付期限延長通知書

11 口座振替不能通知書

12 県税特別徴収交付金決定通知書

13 交付金交付通知書

14 個人事業税納付書

15 免税軽油使用者証

16 自動車税徴収引受通知書

17 自動車税納税証明書

青森県告示第四百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目三の三	令和八・九・二四	令和八・九・二四
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八の二七	〃	〃

株式会社セブン イレブン・ジ ヤパン	東京都千代田区二番町八の八	〃	〃
山崎製パン株式 会社	東京都千代田区岩本町三丁目一〇の一	〃	〃
株式会社ファミ リーマート	東京都港区芝浦三丁目一の二一	〃	〃
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 六六五の一	〃	〃
ミニストップ株 式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五の一	〃	〃
株式会社ローソ ン	東京都品川区大崎一丁目一一の二	〃	〃

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

法人県民税、法人事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び鉦区税並びにこれらの延滞金

三 委託期間

令和八年九月二十四日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第四百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和八年九月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害福祉サービス 事業者		障害福祉 サービス の種類	
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地
		障害福祉サービス事業を 行う事業所	廃止 年月日

一般社団法人 福泉会	三戸郡南部町大字 下名久井字剣 吉前川原一の九	生活介護	デイサービス ・リスター	三戸郡南部町大字 福田字赤坂脇 一〇の七二	令和 八・八・三
---------------	-------------------------------	------	-----------------	-----------------------------	-------------

青森県告示第四百九十七号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第二項の規定により公示する。

令和八年九月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 開催日時

令和八年十一月十一日午前九時から同月十二日午後五時まで

二 開催場所

オンライン

三 講習科目及び時間数

講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者にあつては2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては2について受講することを要しない。

1 家畜の取引に関する法令 四時間

2 家畜の品種及び特徴 四時間

3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講手続

1 受講希望者は、「家畜商講習会受講願書」に次に掲げる書類を添えて、令和八年十月九日までに青森県農林水産部畜産課に提出すること。

ア 写真（願書提出前六箇月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。）

イ 住民票の写し（願書提出前三箇月以内に交付を受けたもの）（メールで提出する場合はコピーを添付し、受講手数料の納付時に原本を提出）

ウ 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては、当該免許に係

る免許証の写し

2 受講者の決定

県は希望者について所要の審査を行い、受講決定した希望者にメールで通知する。

3 受講手数料の納付

受講決定の通知を受けた希望者は、「家畜商講習会受講手数料納付書」に、三千四百円分の青森県証紙（獣医師は千八百円分、家畜人工授精師は二千七百六十円分）を貼り付けて、受講願書をメールで提出した場合は住民票の写しを添付し、青森県農林水産部畜産課に提出すること。

4 講習会URLのメール送信

受講手数料の納付のあった受講者に対し、講習会URLをメールで通知する。受講料の返還

五

「家畜商講習会受講手数料納付書」により納付のあった受講手数料は辞退、欠席する場合であっても返還しない。

六 オンライン受講に係る留意事項

- 1 安定したインターネット接続が可能な環境が必要となること。
- 2 本人確認のため、PC内蔵、またはUSB、Bluetooth等のカメラ、スピーカー、マイクによる接続が必要となること。
- 3 受講中はカメラを常にオンの状態で参加すること。
- 4 資料共有を行うため、必ず画面共有が可能な端末を利用すること。
- 5 講習会URL、資料データ等を受信可能なメールアドレスが必要となること。
- 6 通信状況が安定せずに受講状況が確認できない場合や、講師からの問いかけに回答できない場合、その他講習会期間中に素行不良または修業の見込みがないと認められた場合は、修了証明書の交付はできないこと。

七 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県畜産課のホームページからダウンロードすること。
- 2 開催初日までに各自、テキストを購入すること（家畜商講習会テキスト「家畜取引の知識 第2次改訂版」）。
- 3 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課に問い合わせること。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
定価小口一枚二付二十四円九十五銭	毎週月・水・金曜日発行